

# 新旧対照表

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項に規定する通知）</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p>

旧（改正前）

(受給資格等の確認)

第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。